

第 3 回

赤穂市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画策定委員会資料

第 9 期計画（素案）第 4 章について

令和 5 年 1 0 月 2 7 日（金）

第1章 施策の展開

基本
目標

1

地域全体で支えあう、心ふれあうまちづくり

1. 地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括支援センターの体制強化

① 地域包括支援センター

現状と課題

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者に対し、介護サービス等、様々な支援を継続的かつ包括的に提供する地域包括ケアの中核機関です。高齢者やその家族が抱える生活課題に対し、地域の社会資源等を活用し、課題解決を図っています。

「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」、「総合相談支援・権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援」、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」「地域ケア会議の充実」を行っています。本市では、地域包括支援センターを1か所、在宅介護支援センターを窓口として、5つの日常生活圏域に5か所設置しています。

最近では、複合課題(老老介護、認認介護、8050問題等)を抱えた事例の相談が増加しており、障がい者等の支援機関との更なる連携が必要です。

今後の方向性

複雑化・複合化した要因が含まれる相談への対応が増加していることから、個別の支援を通じて、地域課題を把握し、民生委員等地域関係者や地域のボランティア等関係機関、多職種との連携を強化しながら地域の支援体制を強化していくことにより、地域全体で高齢者を支える総合相談体制を整備していきます。

② 在宅介護支援センター

現状と課題

在宅介護支援センターでは、高齢者及び家族に対し、在宅介護に関する総合相談を実施しています。職員は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を兼務していることが多く、専従職員が少ない状況となっています。

今後の方向性

在宅介護支援センターは、地域の高齢者の相談窓口として重要な役割を担っており、地域包括支援センターと相互に連携しつつ地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

【在宅介護支援センター(令和5年度現在)】

名称	地区
在宅介護支援センターはくほう	赤穂 城西
赤穂市立赤穂西地区在宅介護支援センター(やすらぎ)	塩屋 西部
赤穂市立赤穂東地区在宅介護支援センター(しおさい)	尾崎 御崎
赤穂市立坂越地区在宅介護支援センター(いきしま)	坂越 高雄(一部)
在宅介護支援センター千種の苑	高雄(一部) 有年

(2) 地域ケア会議の充実

現状と課題

地域包括支援センターと高齢者福祉を所管する各行政機関、地域における在宅医療や高齢者福祉に関わる医師会等の関係機関が参集する地域ケア推進会議を年3回、在宅介護支援センター連絡会を年6回、介護支援専門員等から寄せられる個別会議について検討を行う個別ケース検討会を随時実施しています。個別ケース会議は自立支援・重度化防止に資する自立支援型地域ケア個別会議として令和5年度から年12回に開催回数を増やし、よくあるケースの課題分析から、地域課題の抽出に繋げています。

今後の方向性

一時的に生活機能が低下した要支援者等がこれまでしてきた「元の生活」や「望む暮らし」を取り戻せるようリハビリ専門職と中心とした自立支援型地域ケア個別会議でのケアマネジメント支援の積み上げを通じて、地域に不足する資源の開発や高齢者の自立支援に向けて、地域の関係者との規範的統合を図るとともに、生活支援コーディネーターや地域の関係者等が把握している高齢者の生活支援等のニーズを施策につなげていきます。

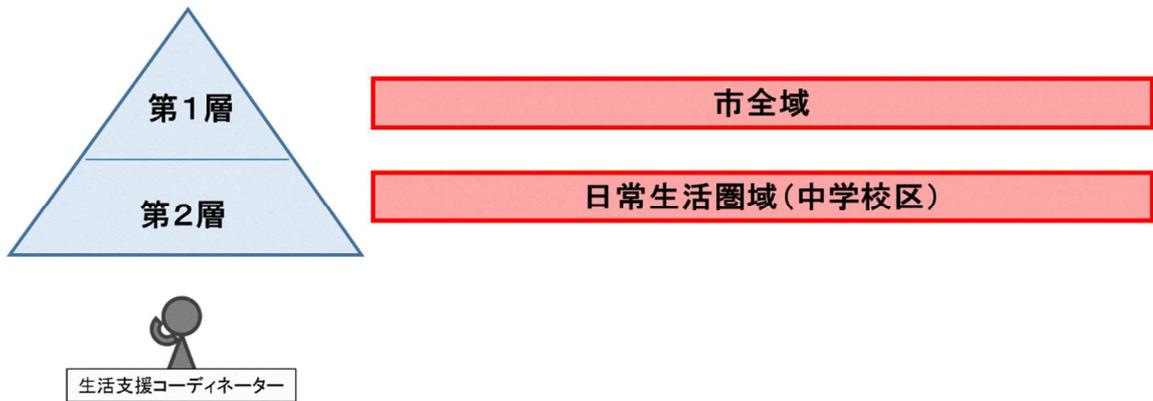
取組の指標

	実績（見込み）	目標			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
リハビリ職を含めた地域ケア会議（自立支援型地域ケア個別会議）の開催（回）	6	12	12	12	
地域ケア会議推進会議の開催（回）	3	3	3	3	

(3) 生活支援サービス体制の整備

現状と課題

令和5年度より専任配置した第1層(市町村区域)生活支援コーディネーターを中心に、第2層(日常生活圏域)に配置された生活支援コーディネーターとともに、個別ケースの生活課題から地域資源の把握や地域づくりに繋げています。



今後の方向性

生活支援コーディネーターを中心に高齢者がその人らしい暮らしを続けられるよう介護予防サービスと一体的に行い、高齢者が抱える生活課題の抽出、課題解決のための地域の資源の発掘やコーディネート機能を発揮できるよう体制の整備を図っていきます。

各地域の取り組みを相互に知り、学び合う機会を設け、支え合い体制に向けた地域の意識醸成を図ります。また、必要に応じて関係者からなる「協議体」を開催し、生活支援コーディネーターの活動を補完し、強化していきます。この事業を起点として、自助や互助の力を活用した生活支援・介護予防サービスの基盤を整備していきます。

取組の指標

	実績(見込み)	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議体の設置数(か所)	1	4	5	6

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス

現状と課題

介護予防・生活支援サービス事業について、訪問介護相当サービス、緩和型訪問介護サービス、通所介護相当サービス、緩和型通所介護サービスを実施しています。

【サービス一覧(令和5年度現在)】

サービス名		提供事業所数
訪問型サービス		
	現行相当サービス	5か所
	緩和型サービス	2か所
通所型サービス		
	現行相当サービス	17か所
	緩和型サービス	4か所

今後の方向性

現行の介護予防生活支援サービス事業での専門的なサービスを提供するほか、短期集中予防サービスを実施し、リハビリテーション専門職を中心とした短期間の専門的な支援を提供し、高齢者の自立支援を目指していきます。

活動量が低下し、フレイル状態に陥って日常生活に課題が生じた場合でも、専門的な支援を早期に行うことにより、自らの健康を自ら守ることができる力(セルフマネジメント)を身に付けて、自信を取り戻しながら、元の生活に戻る「リエイブルメント※」のための支援を行っていきます。

また、実施状況の分析、評価等を適切に行い、地域住民の多様な主体が参画するサービスの提供を目指します。

※リエイブルメント(Re-ablement=再び自分でできるようにすること)

取組の指標

	実績(見込み)	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規要支援認定者等のうち、短期集中予防サービスを利用した方の割合(%)	10	80	90	95

② 一般介護予防事業

現状と課題

高齢者を対象に、セルフマネジメントを推進するため介護予防手帳の普及や、要介護状態の前段階である「フレイル(虚弱)」になることを予防するためのフレイル予防教室(介護予防普及啓発事業)、閉じこもり等何らかの支援を要する高齢者を早期に把握する介護予防把握事業、住民主体の介護予防活動であるいきいき百歳体操、在宅介護支援センター職員が訪問・生活状況を把握し適切な支援に繋げる取り組みを実施しています。

また、地域リハビリテーション活動支援事業として、リハビリ専門職を地域包括支援センターに専任配置し、自立支援に資する取り組みを推進しています。

今後の方向性

介護予防の推進を図るため、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、効果的・効率的な事業実施に取り組みます。また、介護予防に関してはSNSを活用する等広く市民へ啓発していきます。

リハビリ専門職とケアマネジャーとの同行訪問により自立支援・重度化防止を目指したサービス等の提案を行うほか、住民主体の場での介護予防のための助言など、要支援者・要介護者が本人の病態に応じて可能な限り重度化を防ぎ、その人らしい自立した生活が送れるよう必要なリハビリテーションが受けられる体制を整備します。

(5) 高齢者を見守る支えるネットワーク体制の充実

現状と課題

在宅介護支援センターや社会福祉協議会への委託や事業補助を行い、地域での互助・共助による活動支援や意識醸成及び啓発活動を実施しています。

また、高齢者を見守る支えるネットワークの構築のため、市内外の74民間事業者(令和5年9月末現在)と「赤穂市高齢者見守りネット事業協定書」を締結し、高齢者見守り体制の強化を図っています。

今後の方向性

民間事業者等を対象とした研修会や徘徊模擬訓練等を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して生活することができる環境づくりに取り組みます。また、郵便局やタクシー会社等、市内広域で事業を展開している事業者の協力のもと、どの地域にも見守りの目が届く体制をつくっていきます。

取組の指標

	実績（見込み）	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見守りネット協定事業者数（事業者）	78	80	83	86

(6) 要配慮者支援体制の充実

① 避難行動要支援者名簿の整備・活用

現状と課題

近年、大規模な地震や記録的な大雨、土砂災害等による被害が全国で多発しています。大規模災害の度に、多くの高齢者や障がい者（避難行動要支援者）が犠牲になる事態が続いています。本市では、これらの災害発生時の避難等に特に支援を要する方について、民生委員・児童委員や自主防災組織（自治会）の協力により、避難行動要支援者名簿への登録及び更新を行っています。平成25年の災害対策基本法の改正により、現に災害が発生、または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者等に提供できることとしており、有事の際の名簿情報の迅速かつ的確な取得のために名簿をデータベース化しています。また、平常時から名簿情報を民生委員・児童委員や自主防災組織（自治会）と共有し、「自助」「共助」「公助」を基本とした地域ぐるみの支援体制の整備に取り組んでいます。さらに、平成28年度に災害時避難行動要支援者対応マニュアルを作成し、災害時等の支援体制の整備を進めています。

【避難行動】

避難情報の種類	とるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・避難開始に時間を要する方（ご高齢の方・障がいのある方・乳幼児等）とその支援者の方は避難 ・それ以外の方もいつでも避難ができるように準備
【警戒レベル4】 避難指示	・対象地域の方は全員速やかに避難 ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・直ちに安全な場所で命を守る行動 ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難

今後の方向性

今後も災害時の被害を軽減することができるよう、「自助」「共助」「公助」の活動を効果的に組み合わせた、要配慮者への災害時避難支援体制の整備を図ります。

避難行動要支援者名簿については、広報等を活用し、自力避難が困難な人の名簿登録の周知・啓発を行うとともに、名簿台帳システムの更新を行い、有事の際の名簿情報がより迅速かつ的確に取得できるよう取り組みます。また、毎年、民生委員・児童委員や自主防災組織(自治会)に名簿情報の提供を行い、平常時より情報共有を推進していきます。さらに、避難行動要支援者が災害時にどのような行動をとればよいのかについて、一人ひとりの状況に合わせて作成する個別の避難計画である「個別避難計画」の作成にも取り組んでいきます。

② 福祉避難所の設置

現状と課題

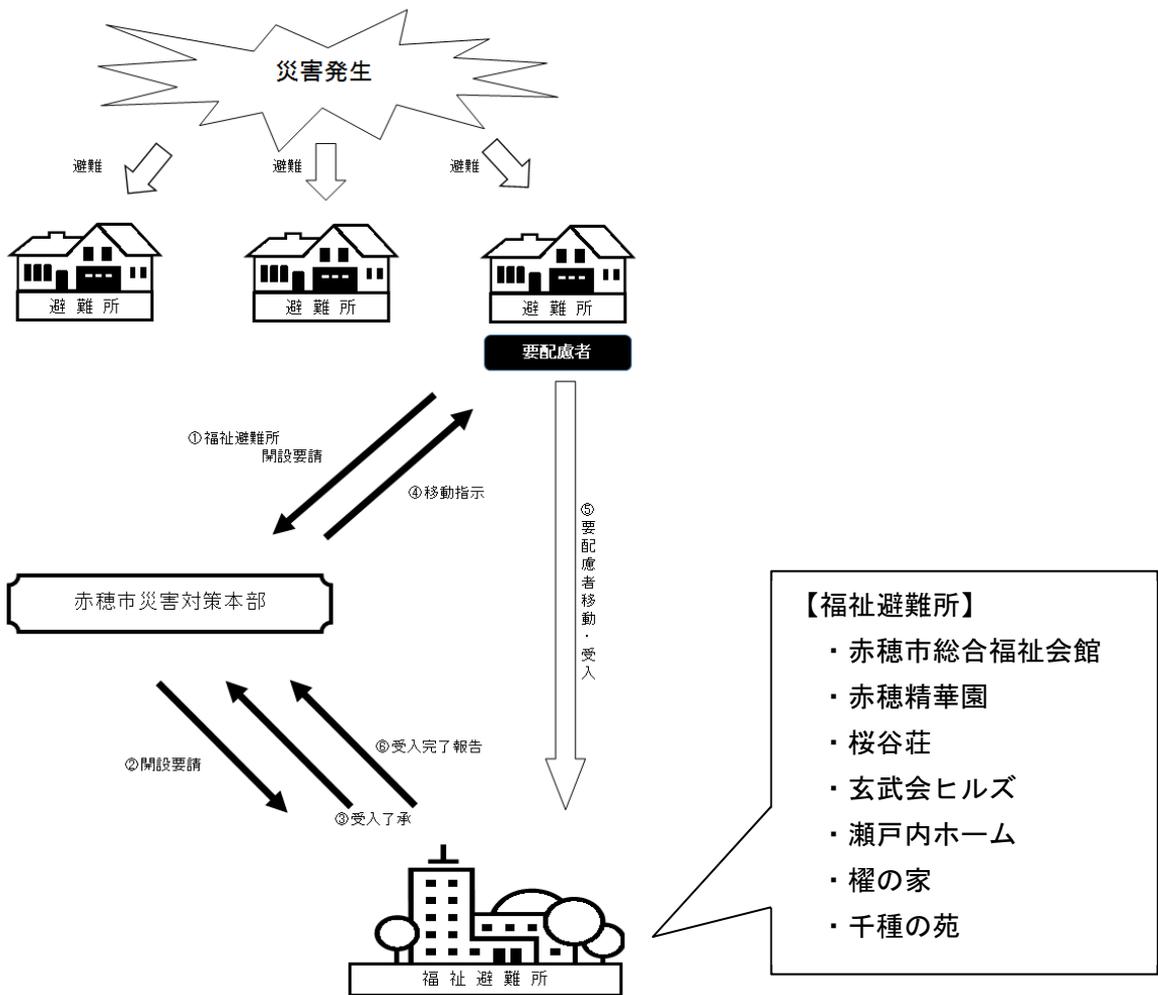
高齢化などの要因から特別な配慮を必要とする人は増加傾向にあり、福祉避難所のさらなる確保が必要となってきています。

今後の方向性

福祉避難所として対応可能な施設との協定締結を進め、災害時に特別な配慮を必要とする人の避難場所、福祉避難所の運営マニュアルの整備に努めます。

また、高齢者等はウイルス感染による重症化リスクが高いと考えられるため、避難者の受け入れの際には、「赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく対策を行います。

福祉避難所の基本開設フロー



③ 災害に対する意識の啓発

現状と課題

防災意識を高め、災害に対する必要な知識を身につけるため、防災訓練や避難訓練を実施するほか、継続した啓発活動、情報提供が必要です。

今後の方向性

防災訓練や避難訓練を実施するほか、広報誌等での啓発、情報提供を引き続き実施し、防災意識の向上に努めます。

(7) ユニバーサル社会づくり

現状と課題

関西福祉大学と連携し、空き店舗を活用した「ユニバーサルの家」を拠点として定期的に事業を実施しており、ユニバーサル社会づくりの啓発を図っています。

今後の方向性

活動拠点「ユニバーサルの家」を活かして、地域と密着してより親しまれるユニバーサル社会の実現に向けた意識啓発活動を展開するとともに、市全体にユニバーサル社会づくりの周知・啓発活動を推進していきます。

2. 認知症支援と権利擁護の推進

(1) 認知症の理解と予防の促進

① 正しい知識の普及

現状と課題

広報などで広く市民に認知症についての正しい知識の普及・啓発に努めています。また、9月の世界アルツハイマー月間に合わせて図書館等にて認知症の理解を深めるための展示、啓発を行っています。

今後の方向性

認知症基本法が制定され、国や県の認知症施策推進基本計画の策定を注視し、市の計画策定に向けて検討していきます。引き続き、認知症に対する理解促進や地域での見守り意識が向上するよう、教育、地域づくり等他の分野をはじめ、広く市民への周知および啓発に努めます。

② 認知症サポーターの養成

現状と課題

認知症の正しい理解と対応を考え、地域で認知症の人とその家族を手助けする認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を教育機関や自治会等で実施しています。

今後の方向性

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や親しい人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっています。今後、認知症高齢者の増加が予測されることから、市民の認知症への理解をさらに深めていく必要があります。認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員や、子ども・学生に対しても認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、認知症サポーターを増やしていきます。

③ 認知症予防の推進

現状と課題

認知症予防教室等を通じて、認知症予防に取り組んでいます。

今後の方向性

引き続き、認知症予防教室を実施するとともに、社会参加による認知症予防の可能性が示唆されるいきいき百歳体操など住民主体の通いの場についても認知症サポーター養成講座の開催を行います。

(2) 認知症支援体制の整備

① 支援のネットワークの強化

現状と課題

関係機関と連携のもと認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズにあった具体的な支援につなげる仕組みである「チームオレンジ」の活動が市内2団体で実施されています。

今後の方向性

認知症の診断を受けられた方が「認知症相談センター」への相談をスムーズにできるよう認知症地域支援推進員を中心に、医療機関をはじめとする関係機関のネットワーク構築や連携強化を図っていきます。

また、認知症当事者が自身の希望や必要としていることを発信できる環境を整えるため、「本人ミーティング」の取り組みを普及し、認知症当事者の視点を施策に活かしていきます。

チームオレンジコーディネーターを中心に、認知症サポーターと認知症当事者がチームメンバーとして、周囲や地域の理解や協力のもと、住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けることができるようチームオレンジ活動が展開できるよう働きかけを行っていきます。

② 容態に応じた医療・介護等の提供

現状と課題

令和4年度から専任で認知症地域支援推進員を配置し、相談時に「認知症ガイドブック」を活用し、認知症ケアパスの普及をすすめているほか、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症ケアの質の向上を図るため、医療・介護施設等職員を対象に認知症ケア向上研修を実施し、医療・介護等の連携強化等による地域の支援体制の構築を図っています。

また、認知症が疑われている、または認知症で適切な支援に結びついていない人及びその家族の自宅を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」による訪問を行っています。

今後の方向性

引き続き、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症地域支援推進員が中心となり、医療・介護等の連携強化等による地域における支援体制の構築と認知症ケアの質の向上を図ります。また、軽度認知障害(MCI)が疑われる人が、自信を失い、活動性が低下することで、これまでの社会的なつながりが低下し、認知症へ進行することを予防するため、この段階での早期発見・対応にも努めます。

③ 家族支援体制の整備

現状と課題

認知症の人や家族等、誰もが気軽に交流や相談ができる場所である「認知症カフェ」が令和5年度9月末で、市内7か所に設置されており、運営支援を行っています。また、認知症カフェの立ち上げ支援も行っています。

また、介護者支援として、介護者家族交流会を実施しています。

今後の方向性

市内にある5つの日常生活圏域すべてに認知症カフェが設置できるよう認知症カフェの立ち上げ支援や運営支援を行っていきます。

また、介護者支援として、家族交流会などの家族同士のピア活動等の取り組みを推進し、家族等の負担軽減を図ります。

取組の指標

	実績（見込み）	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ（か所）	8	10	11	12
認知症サポーター数（人）	7,025	7,225	7,425	7,625
本人ミーティング（回）	1	2	3	4
チームオレンジ（団体）	2	3	4	5

(3) 高齢者の権利擁護の推進

① 成年後見制度の利用促進

現状と課題

後見等開始の申し立てをする親族がいない場合等に、成年後見制度の利用が必要と認められる人の財産管理や介護サービス契約等について、制度を利用できるよう支援を行っています。身寄りのない独居高齢者や認知症の方が増えているため、認知症をはじめ権利擁護に関する相談件数は年々増加しています。成年後見制度の利用について周知に努めています。

今後の方向性

引き続き、成年後見制度を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度の普及や利用促進について周知に努め支援していきます。

② 市民後見人の養成

現状と課題

令和5年9月現在、本市の市民後見人バンク登録者は9名となっています。

今後の方向性

引き続き、西播磨成年後見支援センターと連携し、増加する認知症高齢者等の身上監護や財産管理を担う市民後見人の養成・支援に取り組んでいきます。

③ 地域福祉権利擁護事業の活用促進

現状と課題

判断能力が十分ではない認知症高齢者等の福祉サービスの利用手続きに関する支援や、日常的な金銭管理等を行うために、社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用援助事業の活用を支援しています。

今後の方向性

引き続き、社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用援助事業の活用を支援し、高齢者の権利擁護を推進していきます。

④ 高齢者虐待防止の推進

現状と課題

高齢者虐待に関する相談は年々増加する傾向にあり、認知症の問題や介護負担、経済的困窮などが背景にあることが多くなっています。庁内関係課で「高齢者虐待対応庁内ネットワーク会議」を開催し、虐待対応について協議しています。

今後の方向性

高齢者虐待の未然防止と早期発見および虐待事案への迅速な対応を図るため、庁内関係課や警察も交えた虐待防止会議の開催を検討し、関係機関と連携し、地域包括支援センターにおける総合相談支援業務の体制整備・強化に努めます。

虐待が発生した場合には、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談や指導・助言等を行うとともに、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組めます。また、養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも取り組めます。

取組の指標

	実績（見込み）	目標			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
高齢者虐待防止会議の開催 （回）	1	1	1	1	

⑤ 消費者被害対策の強化

現状と課題

認知症高齢者を狙った消費者被害の相談が増加しています。関係機関と連携しながら消費者被害防止に努めています。

今後の方向性

警察や消費生活センター等関係機関と連携し、消費者被害防止に向けた周知を図るため、情報提供を行います。

3. 医療との連携や住まいの基盤整備

(1) 医療・介護の連携

現状と課題

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた自宅等の地域で可能な限り暮らすことができるためには、在宅医療と介護のサービスが切れ目なく提供されることが必要です。在宅医療と介護に関わる多職種（医師、訪問介護員、介護支援専門員等）が連携をとり、利用しやすく、一体的に医療・介護サービスが提供されるよう在宅医療と介護連携に係る体制整備に取り組んでいます。

今後の方向性

医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加していることを踏まえ、地域における医療ニーズの変化について把握・分析するため庁内関係課や兵庫県との連携を推進します。

在宅医療と介護に関わる多職種が連携をとり、在宅医療と介護を一体的に提供できるよう在宅医療・介護連携体制整備の推進を図ります。地域においてあるべき在宅医療・介護提供体制の姿を共有した上で、在宅医療・介護連携推進事業の具体的な実施時期や評価指標等を定め、PDCAサイクルに沿って取り組みを推進していきます。

また、居宅要介護者等が自宅で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、運動機能の維持・回復に資する訪問リハビリテーション等のさらなる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図るため、協力要請等を行っていきます。



(2) 住まいの整備

① 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

現状と課題

令和4年度に、新たにサービス付き高齢者向け住宅が1か所開設しました(定員40名)。その他有料老人ホーム3か所(合計定員85名)を含め、供給は充足しているものと考えられます。

今後の方向性

市内の高齢者の住まいの状況は、持ち家の割合が9割を超えており、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備について、当面の必要性は少ないものの、将来的には検討していきます。

また、これらの住宅の質の確保を図ることが重要であり、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、積極的に県に情報提供するとともに、介護相談員を積極的に活用します。

② 住宅改修

現状と課題

自宅で安心して日常生活を送る環境を整えるためには、加齢にともなう身体機能の低下等への対応のため、高齢者にあった住宅仕様にする（住宅のバリアフリー化）が必要です。

住宅改修により、高齢者の在宅での生活環境を整えていくため、引き続き事業の継続実施が必要です。

今後の方向性

介護保険の住宅改修と合わせ、兵庫県の人生いきいき住宅助成事業を活用した要介護者等の住宅のバリアフリー化を引き続き推進していきます。

③ 養護老人ホーム(介護保険外入所施設)

現状と課題

環境上および経済的事情から、在宅での生活が困難な高齢者の施設である養護老人ホームは、市内に1施設が設置されています。令和5年3月末現在、市内外の施設に計5名が入所しており、うち3名が市内の施設へ入所しています。

今後の方向性

引き続き、様々な在宅福祉サービスや他の施設サービス等とも調整を図りながら、入所を必要とする人のニーズを的確に把握し、養護老人ホームの適正な活用を図ります。

④ 軽費老人ホーム(ケアハウス)(介護保険外入所施設)

現状と課題

軽費老人ホーム(ケアハウス)は、60歳以上の人で、家族環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な人が、低額な料金で利用することができる施設です。市内にはケアハウスが2施設あり、個室を基本とし、生活相談、入浴サービス、食事サービスの提供を受けながら生活することができます。

今後の方向性

高齢者の様々な状況に応じて選択できるよう、施設の概要や提供サービスの種類、内容、利用方法等について周知を図ります。

4. 介護に取り組む家族等への支援の充実

(1) 介護者支援の充実

現状と課題

要介護者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるようにするため、要介護者を支える介護者への支援も必要となります。家族介護支援事業として、在宅で要介護者等を介護する介護者を対象に、講演会や交流会を実施しています。

昨今、核家族化やひとり親世帯の増加に伴い、家庭内に介護等を担うことのできる大人がいないために子どもが介護等を引き受けるケースの増加が問題視されています。こうしたヤングケアラーも対象として支援していく必要があります。

今後の方向性

市内の各相談機関との連携強化、介護者健康相談や交流会の実施等によって、身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。介護等を担う家族のうち、ヤングケアラーについては、自ら相談機関等に相談することが困難である可能性が高いため、地域包括支援センターと子育て支援課が連携しながら、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援へのつなぎを行える体制をつくっていきます。

また、介護離職を防止するため、関係機関と協働して、介護者が介護をしながら働き続けることができるよう仕事と介護の両立支援制度の周知を図ります。

1. 介護予防と生活支援の充実

(1) 健康づくりの推進

① 健康診査

現状と課題

特定健康診査は、40歳から74歳までの赤穂市国民健康保険に加入している人を対象に、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の要因となっている生活習慣を改善させ、高血圧や高脂血症、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的として実施しています。

また、集団健診と同時にかん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診)を実施しており、受診しやすい環境としています。子宮がん・乳がん検診については、市内医療機関において検診を実施し、特定の年齢の者に対し、無料クーポン券を配布しています。

コロナ禍の受診控えにより受診率が低下しており、少しずつ戻ってきてはいるものの以前の受診率までは回復していない状況です。

今後の方向性

特定健康診査については、市民が自身の健康に関心を持ち年1回特定健康診査が受診できるよう、生活習慣病健診案内の広報との同時配布や、庁内、各地区公民館等に案内の設置やポスターの掲示、各種教室において市民へ周知する等、あらゆる機会において健診について普及啓発を行います。また、健診予約者のうちの未受診者や、当該年度に40歳になる赤穂市国民健康保険加入者に対し受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。

がん検診については、引き続き、広報や市ホームページへの健診情報の掲載、各種教室での検診案内ちらしの配布を行い、市民へ周知します。また、がん検診個別勧奨や未受診者に対し再勧奨を行うほか、健康教室等において、がん検診の必要性・効果などについて普及啓発を行うとともに、検診日の設定など、受診しやすい環境づくりに努めます。

取組の指標

	実績（見込み）	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健康診査実施率（％）	37	45	50	55
胃がん検診受診率（％）	10	50以上	50以上	50以上
肺がん検診受診率（％）	22	50以上	50以上	50以上
大腸がん検診受診率（％）	21	50以上	50以上	50以上
前立腺がん検診受診率（％）	22	50以上	50以上	50以上
子宮がん検診受診率（％）	21	50以上	50以上	50以上
乳がん検診受診率（％）	23	50以上	50以上	50以上

② 健康教育

現状と課題

40歳以上の人を対象に地区公民館等において、楽しく健康教室を実施しています。

コロナ禍においては開催回数や参加回数の制限を行いながら実施してきました。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の法的な位置付けが変更されたことを受け、1人あたりの参加回数の制限を撤廃し、教室を実施しています。

今後の方向性

引き続き広報、市ホームページへの掲載、集団健診会場や各種教室等で教室の案内ちらしを配布し、より多くの市民への周知に努めます。

取組の指標

	実績（見込み）	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
楽しく健康教室延参加人数（人）	1,500	1,500	1,500	1,500

③ 健康相談

現状と課題

保健センターにおいて、保健師および管理栄養士による健康相談を実施しています。また、健康相談員を地区担当制で配置しており、各地区公民館で実施している地区別健康相談等において、健康相談を実施しています。

令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、面接件数が減少しましたが電話による健康相談が増加となりました。令和4年度は新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等の発令がなく、対面での相談を制限することがなかったことから、電話相談は減少、面接相談はやや増加しました。令和5年度以降は新型コロナウイルス感染症の法的な位置付けが変更されたことにより、面接相談件数の増加が見込まれます。

今後の方向性

引き続き、各地区公民館等にて健康相談員や栄養士による健康相談を実施し、保健センターにおいても随時相談対応するなど、市民が利用しやすい相談窓口となるよう努めます。

取組の指標

	実績（見込み）	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健センター電話相談（件）	8,000	7,000	7,000	7,000
保健センター面接相談（件）	1,270	1,200	1,200	1,200
健康相談員電話相談（件）	20	20	20	20
健康相談員面接相談（件）	1,000	1,000	1,000	1,000

(2) 介護予防の推進

① 介護予防教室等の実施

現状と課題

各地区の在宅介護支援センターが地域の高齢者等を対象に転倒予防、認知症予防の普及・啓発に取り組んでいます。アンケート調査結果では、要介護状態となった要因として転倒・骨折が2番目に多く、また、運動器機能の低下が閉じこもりにつながっている可能性も示唆されていることから、介護予防のために運動器機能を維持・向上させ転倒を予防することが重要と考えられます。

また、老人福祉センター万寿園で実施している生きがいデイサービスの利用者に対する支援を行っていますが、施設の老朽化等により今後の事業のあり方について検討が必要です。

事業項目	取り組み内容
転倒骨折予防教室	高齢者の日常生活の中でも比較的発生の頻度が高い転倒事故について、各地区の在宅介護支援センターが地域の高齢者等を対象に転倒骨折予防教室を開催することで、転倒予防の普及・啓発を行っています。
認知症予防教室	各地区の在宅介護支援センターが、地域の高齢者を対象に、認知症に関する学習会や認知症予防体操教室を開催し、認知症予防の普及・啓発に取り組んでいます。
生きがいデイサービス	老人福祉センター万寿園で行っている生きがいデイサービス利用者に対し、作業療法士等による貯筋体操や、ミュージックセラピストによる音楽療法を実施し、転倒骨折予防や認知症予防、加齢に伴う運動機能の低下予防・向上を図っています。

今後の方向性

各地区においてより身近な場所で気軽に参加できる教室となるよう心がけ、参加者の知識の習得と日常生活での実践につながるよう、自宅でできる転倒予防体操の指導等を行い、高齢者の転倒予防、認知症予防の普及・啓発を図ります。

生きがいデイサービスについては、施設の老朽化や利用者の減少により、今後必要になる費用に対して受益者が少数であり、費用対効果の少ない事業となっていることから、今後事業の廃止を検討していきます。

② 保健事業と介護予防の一体化事業

現状と課題

ポピュレーションアプローチとして、いきいき百歳体操等住民主体の通いの場においてフレイル予防教室を実施し、フレイル予備群等の把握と、低栄養等の状態に応じた保健師・管理栄養士等による保健指導、必要な人に対する医療機関への早期受診勧奨等生活機能向上支援を行っています。

また、ハイリスクアプローチとして、糖尿病性腎症、高血圧及び不整脈の重症化予防のため、対象者を訪問し保健指導等の支援を実施しています。健康状態不明者に対しては訪問による健康状態の確認や必要なサービスの接続等の支援を実施しています。

今後の方向性

引き続き、ポピュレーションアプローチとして、いきいき百歳体操等住民主体の通いの場における取り組みを行っていきます。

ハイリスクアプローチとしては、KDBシステムを活用した分析により、地域の健康課題を明確にするとともに、高齢者が抱える健康課題を整理し抽出した対象者に対し、保健師や管理栄養士等による個別保健指導や必要なサービスへの接続を行うことにより、生活習慣病の重症化予防等に努めます。

取組の指標

	実績（見込み）	目標			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ポピュレーションアプローチ 教室参加人数（人）	440	440	440	440	
ハイリスクアプローチ 支援実施人数（人）	75	75	75	75	

③ 住民主体の通いの場の推進

現状と課題

住民主体のいきいき百歳体操は、令和5年9月末現在で79団体が実施しています。市内全域で開催されていますが、活動団体は地域によって偏りがあります。コロナ禍において、活動休止期間中には、かわら版の配布や動画配信を行いました。また、再開後は感染防止対策の啓発を行い、継続して活動できるよう支援しました。

また、地域の人たちが身近な場所で気軽に集い仲間と楽しく過ごせるふれあい・いきいきサロンは、令和5年9月末現在で市内に39か所開設されています。高齢者の閉じこもり防止や健康づくりの場、また参加者に地域の一員として役割が生まれることで、生きがいづくりの場ともなっています。

事業項目	取り組み内容
いきいき百歳体操	参加者が自ら運営し、地域で取り組む健康づくりとして、筋力向上を目的とした体操を行っています。集会所等の身近な場所に集まって行うことで、地域のつながりづくり、仲間づくりのきっかけ等にもなります。
ふれあい・いきいきサロン	ひとり暮らし老人や身体が弱いため話し相手が少ない閉じこもりがちな高齢者や障がい者、要介護者および介護者、子どもや子育て中の親等地域の様々な人たちが歩いて通える集会所等に集い、レクリエーションや話し相手等の仲間づくりをしながら、気軽に集えるサロンを地域住民が自主的に運営する活動を支援しています。

今後の方向性

市内各地でいきいき百歳体操を実践する団体数を増やすため、自治会や地域のサークル等への投げかけ、広報等あらゆる機会を利用して、いきいき百歳体操の普及・啓発を図るとともに、介護予防リーダーの養成、既存団体活動への支援を行っていきます。

ふれあい・いきいきサロンについては、今後も実践者交流会やサロンづくりのための講座の開催等を実施し、開設数の増加を目指します。

取組の指標

	実績（見込み）	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防リーダーが運営する活動団体数（団体）	80	85	90	95
介護予防のための通いの場の参加率（%）【ニーズ調査】	13.1 （令和4年度）	-	-	13.0

④ 介護予防普及啓発事業

現状と課題

介護予防について、セルフマネジメントを推進するため、いきいき百歳体操参加者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者および希望者に対して、介護予防手帳を配布しています。

また、フレイル予防についての正しい知識の普及啓発を図るため歯科衛生士や管理栄養士による講話やフレイルチェックを行うフレイル予防教室を実施しています。

今後の方向性

住民主体の通いの場であるいきいき百歳体操が、各地域において展開し、介護予防がどの地域でも身近な取り組みとなるよう、引き続き、介護予防について普及啓発を行っていきます。

さらに、フレイル予防の推進を図るため、保健事業と介護予防の一体的実施事業の中で、ポピュレーションアプローチとして、住民主体の通いの場におけるフレイル予防健康教育・健康相談の実施と、フレイル予備軍等を把握し必要な人へ保健師、管理栄養士等による保健指導や医療機関への早期受診勧奨等の支援を行います。

⑤ 介護予防ケアマネジメント事業

現状と課題

介護予防・日常生活支援総合事業対象者や要支援1または2と認定された人に対し、生活課題を明確にし、介護予防に関する事業やサービス等の紹介・利用の支援や、要介護認定を受ける前の「元の生活を取り戻せる」自立支援を目指しています。

今後の方向性

高齢者数の増加に伴い対象者数の増加が見込まれます。要介護認定申請の受付フローの見直しや、必要な時に適切な介護保険サービスが利用できるよう市民・関係者への周知を行っていきます。また、対象者の生活課題を明確にし、介護予防に関する事業やサービス等の紹介・利用の支援や、要介護認定を受ける前の「元の生活を取り戻せる」自立支援を目指していきます。

(3) 生活支援サービスの充実

① 社会福祉協議会との連携強化

現状と課題

社会福祉協議会とは密接に連携し、地域福祉の推進に取り組むとともに、活動に対する支援を行っています。

事業項目	取り組み内容
給食サービス	75歳以上のひとり暮らし高齢者および80歳以上の高齢者世帯を対象に、地域福祉推進委員等の協力による手づくりの食事を定期的に配食しています。
友愛訪問活動	75歳以上のひとり暮らし高齢者および80歳以上の高齢者世帯を対象に、地区まちづくり連絡(推進)協議会等が安否確認を兼ねて訪問しています。
三世代交流もちつき大会	75歳以上のひとり暮らし高齢者および80歳以上の高齢者世帯を対象に、歳末たすけあい運動の一環として地区まちづくり連絡(推進)協議会が実施するもちつき大会等を支援しています。
小地域福祉推進事業	小地域を単位とした福祉コミュニティづくりの担い手のための学習機会を提供する等、地域住民の自発的な福祉活動を支援しています。
ふれあい・いきいきサロン事業	ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者や障がい者、子どもや子育て中の親等が歩いて通える地区の集会所等に集い、レクリエーションや話し相手等の仲間づくり活動を支援しています。
福祉ネットワーク事業	単位自治会を対象に、安心して住み慣れた地域で暮らすため、地域住民同士のつながりづくりや助け合い活動を支援しています。
地域の困りごと応援隊	ちょっとした困りごとを抱える支援の必要な人に対して、生活支援サポーターを派遣し、支援を行うことで、地域のたすけあい活動の推進を図ります。

今後の方向性

今後も、地域福祉活動を推進するリーダー役として社会福祉協議会を位置づけ、連携を強化し、ともに地域福祉の推進に取り組んでいきます。

② 社会資源の活用

現状と課題

人口減少、高齢化の進展など社会情勢の変化は、地域でのつながりの希薄化、地域での孤立等の問題を生むほか、自治会等においては後継者や福祉の担い手不足などの問題が表面化しています。地域包括ケアシステムの深化・推進を図る上で、市民・団体・事業者・行政等、多様な主体による助け合い、支えあいの仕組みづくりが重要です。

令和4年度は民生委員・児童委員の欠員(2名)がありましたが、推薦会委員、自治会長等の協力もあり、令和5年4月からは民生委員・児童委員の定数111名を満たし、欠員なしとなりました。しかし、今後ますます高齢化が進む中で、民生委員・児童委員のなり手の確保が課題となっています。

また、単身世帯の増加や支援を必要とする高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加しており、生活支援サービスの充実と介護予防の担い手となるボランティアについては、自治会や社会福祉協議会、地域団体等、様々な団体等と連携して、住民同士の支えあい活動を推進していく必要があります。

事業項目	取り組み内容
まちづくり団体(自治組織)との連携	まちづくり団体(自治組織)は生活支援・介護予防サービス体制整備協議体の構成委員であり、高齢者の生活支援等サービスの提供について、同協議体で検討を行っています。
民生委員・児童委員との連携	民生委員・児童委員は、それぞれ担当する地域で高齢者からの生活上の相談に応じ、福祉サービスの情報提供や関係機関とのパイプ役として調整を行う等、幅広く活動しています。
老人クラブとの連携	単位老人クラブにおいて、社会奉仕活動、教養活動、健康増進事業等を行っています。令和5年4月1日現在 38 のクラブがあり、1,429 人の会員が在籍しています。
関西福祉大学との連携	関西福祉大学の教員や学生の参画・協力を得ながら、「ユニバーサル社会づくり推進事業」等、様々な事業を展開しています。また、福祉・医療(看護)分野をはじめとする課題に関する調査研究・教育、福祉を支える人材の育成、リカレント教育、まちのにぎわい・活力の源泉である学生の存在など、大学は地域にとって多面的な存在価値があり、継続的な官学の連携体制を推進しています。
地域ボランティアとの連携	介護保険等の公的なサービスのいわゆる隙間を埋める役割を担うボランティアについて、生活支援サポーター養成講座を実施し、人材の育成に取り組んでいます。また、介護保険サービス外の介護サービスを提供する生活支援サービス実施団体との情報交換会を通じ、ネットワークづくりや連携の基盤構築を図っています。

今後の方向性

各種講座等を通じて、福祉の意識づくりと担い手の発掘・育成に努めるとともに、地域組織や民生委員・児童委員等、様々な福祉に関する担い手の活動支援に取り組んでいきます。また、住み慣れた地域での高齢者の生活を支えるため、地域住民との連携を図り、生活支援サービスの体制整備を推進していきます。

民生委員・児童委員においては、福祉ニーズの多様化に伴い、支援内容も幅広くなっていることから、地域福祉活動に関する情報提供や研修等を通じて、民生委員・児童委員の質の向上及び活動の支援に努めるとともに、民生委員・児童委員の活動について市民へ啓蒙し、なり手の確保に努めます。

老人クラブにおいては、様々な機会や広報を通じて、老人クラブの情報はじめ、参加の意義等について、周知・啓発に取り組むとともに、老人クラブへの活動支援を行い、参加者の増加を図ります。

また、住民主体の取り組みや介護予防ボランティアの養成について、生活支援コーディネーターとの連携のもと進めていきます。

③ 生活支援サービス

現状と課題

個々の生活状況に応じて、高齢者が自立した生活を営むことができるよう、赤穂市独自で各種生活支援サービスを提供しています。

老人日常生活用具給付事業、ねたきり老人等寝具貸与事業、ホームヘルプサービス事業、ひとり暮らし老人等火災警報器購入助成事業、徘徊高齢者家族支援サービス事業については見直しを図り、事業廃止となりました。

事業項目	取り組み内容
情報提供事業	本市が取り組む高齢者の在宅福祉サービスに関する情報提供リーフレットの作成・配布を行っています。
高齢者等住宅改造助成事業	高齢者・障がいのある人が住み慣れた住宅で安心してすこやかな生活が送れるよう住宅改造費の一部を助成しています。
在宅老人介護者支援事業	ねたきり・認知症・重度の障がいのある人の介護者が組織する「介護者の会」に補助金を交付することにより様々な援助活動を支援し、在宅介護における介護者の精神的・身体的負担の軽減を図っています。
家族介護教室事業	各地区の在宅介護支援センターが、地域の要援護者を介護している家族等を対象に、介護方法等についての指導や助言を行う教室を開催し、家族への介護支援を行っています。

事業項目	取り組み内容
ねたきり老人紙おむつ給付事業	ねたきり(6ヶ月以上常時臥床状態にある人)で、おむつの使用が必要であると判断された市内に居住する高齢者で、低所得世帯に属する人を対象に、1日あたり4組を限度として紙おむつを支給しています。
家族介護慰労金支給事業	認知症やねたきりの高齢者を居宅で常時介護しており、過去1年間介護保険サービスを利用していない場合、介護者に対して介護慰労金を支給しています。
あんしん見守りキーホルダー登録事業	個人を識別する番号と地域包括支援センター・警察の電話番号を記したキーホルダー等を交付し、キーホルダー等を携行した高齢者について外出中の緊急時の通報や照会があった場合、登録された緊急連絡先に連絡し、緊急時に速やかな対応を行います。
住宅改修支援事業	介護保険の住宅改修制度をより使いやすくするため、居宅介護(介護予防)支援が行われておらず、住宅改修申請用の理由書の作成者を確保することが困難な人に対して、その作成をした介護支援専門員に、理由書作成費用を支給します。
自立支援配食サービス事業	市内に住む70歳以上のひとり暮らし高齢者や、75歳以上の高齢者世帯で、心身障がいおよび傷病等の理由により、日常の食事の調理が困難な高齢者を対象に、食事の支援を行っています。
介護相談員派遣事業	利用者と事業者の橋渡し役として、介護相談員がサービス提供事業所や施設を訪問し、利用者の日常生活における相談に応じます。
緊急通報システム(安心見守りコール)事業	65歳以上のひとり暮らしで援護を要する高齢者が、在宅で安心して生活できるように、急病や事故等の緊急時に通報機のボタンを押すことで、即時に受信センターに通報され、近隣協力員や民生委員・児童委員、消防本部等との連携で速やかに対応できるものです。

今後の方向性

実績が些少なものもありますが、介護負担軽減等のために必要であるため今後も継続して事業を実施していきます。

2. 生きがいつくりや社会参加の促進

(1) 地域との関わりの促進

① 老人クラブ活動への支援

現状と課題

価値観の多様化や地域コミュニティの希薄化、さらに様々な高齢者の社会参加や65歳までの再雇用等の広がりにより、加入者および加入率が減少しています。

今後の方向性

身近な仲間同士の友愛活動をはじめ、地域や各世代と積極的に交流を深めることで、地域での存在感を強め、若手会員等の新規会員が気軽に加入できる魅力ある老人クラブになるよう支援の充実を図り、活動の促進に努めます。

② 生涯学習機能の推進

現状と課題

本市では、高齢者大学および千種川カレッジを公民館を拠点に開設し、高齢者の多様化する学習ニーズに対応した教養講座を行うとともに、自主活動や各種クラブ活動を通じて高齢者の仲間づくりや生きがいつくりに寄与することにより、豊かで活力のある長寿社会の実現を目指しています。

一方、高齢者大学が60歳以上を対象としているのに対して、定年後の再雇用や定年延長など60歳以降も働き、高齢者大学に在席する時間的余裕のない高齢者や、運転免許証の自主返納により各公民館までの交通手段がない高齢者が増加し、学生数の減少が顕著に表れてきています。

今後の方向性

多様化する学習ニーズに対応するため高齢者大学、千種川カレッジの教養講座の充実を図るとともに、ボランティア活動、レクリエーション活動等の自主活動やクラブ活動を通じ、高齢者の仲間づくり、生きがいつくりの一助となるよう努めます。

取組の指標

	実績（見込み）	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者大学学生数（人）	141	150	150	150
千種川カレッジ学生数（人）	516	550	550	550

③ 生涯スポーツの推進

現状と課題

スポーツクラブ21やスポーツ推進委員の協力により、ニュースポーツの普及促進が図られています。グラウンドゴルフや囲碁ボールなど、高齢者に人気のある種目への取り組みを推進するとともに、新たなニュースポーツの導入、促進が求められます。

今後の方向性

高齢者が自分の好みや能力に合わせて誰とでも楽しめるニュースポーツの普及に努めます。

取組の指標

	実績（見込み）	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニュースポーツ大会参加人数（人）	110	150	150	150
ニュースポーツ用具貸出回数（回）	50	50	50	50

④ 敬老支援

現状と課題

長年にわたり地域社会の発展のために貢献された高齢者に感謝し、長寿を祝福する事業を行っています。

事業項目	取り組み内容
敬老長寿ふれあい事業	まちづくり連絡(推進)協議会単位や自治会単位で75歳以上の高齢者を対象としたふれあい敬老会や、70歳以上のひとり暮らし老人を対象としたふれあい交歓会を開催し、多年にわたり地域社会の発展に寄与された高齢者を敬愛して、長寿を祝福しています。
敬老祝金	敬老祝金として、米寿(88歳)を迎えた人に10,000円、白寿(99歳)を迎えた人には20,000円を交付しています。また、市内の男女各最高齢者には30,000円(2回目以降は記念品)、最高齢夫婦には夫婦合わせて30,000円(2回目以降は記念品)を交付しています。

今後の方向性

今後も、長年にわたり地域社会の発展のために貢献された高齢者に感謝し、長寿を祝福する事業として継続していきます。

また、お祝いする対象者の範囲等も含め、引き続き検討し適正に実施していきます。

⑤ 老人福祉センターの利用

現状と課題

老人福祉センターは、高齢者に対して生活・健康等の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等のための便宜を総合的に供与し、高齢者福祉の向上を図る施設です。本市には千寿園と万寿園の2施設があります。施設の老朽化に伴い、改修・設備更新の実施に多額の経費を要する事態が生じています。

千寿園では、高齢者の趣味・知識・教養の向上を目的とした11種類の講座を開催し、相互交流の場を提供して、高齢者の生きがいづくりや老人福祉の向上に寄与しています。

今後の方向性

広報等を通じて講座の周知・啓発に努めるとともに、高齢者相互の交流が活発に行えるよう、継続して実施していきます。

一方で、老人福祉センターのあり方について、近隣他市の状況等も参考とし、廃止も含め検討していきます。

(2) 就労支援の充実

① シルバー人材センター

現状と課題

働き方改革(企業等の定年延長)により会員の高齢化が進み、需要の多い除草等の屋外作業や清掃作業を希望する者が年々減少しています。一方で、経済的安定を求める等、意識の多様化により様々な働き方を希望する方が増え、幅広い就業機会の確保がより一層必要となっています。

今後の方向性

高齢者のための多様な就業機会の確保はもちろんのこと、生きがいづくりのためのボランティア活動や作品展の開催、会員以外にも呼びかけた講習会の開催など幅広い高齢者が活用できるよう充実に図っていきます。

また、令和5年度より地域包括支援センターに専任配置した第1層生活支援コーディネーターが、今後、高齢者の社会参加等を促進する就労的活動支援コーディネーターの役割も担えるよう、検討していきます。

② 介護支援ボランティア・ポイント制度事業

現状と課題

高齢者自身の社会参加活動の推進、健康増進と介護予防を図ることを目的として、高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、申し出によりポイントを換金できる仕組みです。

令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響により活動回数が大幅に減少していましたが、影響が落ち着いてきた令和4年度から件数は緩やかに増加しています。また、早期にボランティアへの関心を高めるために、令和4年度には65歳から40歳へ対象年齢の引き下げを行いました。

今後の方向性

活動を通して高齢者の健康増進と介護予防を図り、地域貢献を奨励することで、高齢者と地域や人とのつながりを深め、いきいきとした地域社会づくりを推進します。

また、活動参加者へのアンケートを実施し、集計結果から健康状態を把握することで活動の効果を検証します。

今後は活動回数の維持・増加に向けて、ボランティア活動の内容についても検討していきます。

取組の指標

	実績（見込み）	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延活動回数（回）	400	1,000	1,500	2,000

1. 介護サービスの充実強化

(1) 介護人材の確保

① 多様な人材の参入と推進

現状と課題

人材養成の一環として、生活支援体制整備事業において生活支援サポーター養成講座を実施し、受講修了した人が実際に地域の困りごと応援隊や生活支援の担い手として活躍できるよう支援しています。

訪問介護事業所へのアンケート調査では、訪問介護サービス(介護給付)の提供時間の約3割を生活援助が占めており、効率的なサービス提供のあり方の検討が必要です。

今後の方向性

介護現場全体の人手不足対策として、元気な高齢者をはじめ、若年層・中高年齢層・子育てを終えた層・外国人等の各層に参入してもらえるよう、地域の関係団体や関係機関等と連携し、介護の魅力発信等の広報を行います。これらの人材が生活支援サポーターとなり、家事等の生活支援の担い手として活躍することで、今後増加すると考えられる要介護者の身体介護のニーズに介護専門職が応えられる体制をつくっていきます。

取組の指標

	実績 (見込み)	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援サポーター数 (人)	55	75	85	95

② 介護専門職の将来的な確保

現状と課題

今後、支え手となる生産年齢人口が減少していく中、少なくとも令和22年(2040年)まで続く高齢化に備え、どのように介護人材を確保していくか検討していく必要があります。

今後の方向性

介護・福祉に興味のある人に対して、情報誌やガイドブックの配布など、福祉資格取得のための機会のPR及び環境づくりを進めます。

また、中学生の就業体験の場である「トライやる・ウィーク」等、学生が介護現場に触れる貴重な機会を捉え、引き続き関係機関と連携・協働し、将来的な介護人材の確保・育成を図ります。

③ 介護人材の定着支援

現状と課題

今後も続く高齢化に備え、介護職に従事している人の離職防止、また、離職者や現在介護職の仕事をしていない有資格者層が再度現場に戻ることができるための制度や体制を充実させる必要があります。

今後の方向性

働きやすい環境づくりを促進するとともに、生活支援機器等の導入を促進し介護職員の業務負担軽減に努めることで介護職員の離職防止を図ります。

また、離職者や現在介護職の仕事をしていない有資格者層が再度現場に戻ることができるよう、復職に向けた研修会の開催、資格取得費用の助成といった制度やサポート体制の充実に努めます。

(2) 災害・感染症対策の推進

現状と課題

介護事業所への運営指導の際に、災害に関する具体的計画(業務継続計画・BCP等)や実際の避難経路、対応を確認しています。

また、感染症が発生した際には必要となる衛生資材の確認を行うとともに、県と協力して衛生資材の確保、配布を行っています。

今後の方向性

災害・感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することが重要です。管内の介護サービス事業者のBCPを把握・共有して連携し、防災・感染症対策を進めます。

2. 介護保険事業の適正な運営

(1) 介護サービスの質の確保・向上

① 事業所への指導・助言

現状と課題

地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業者、総合事業の事業者について運営指導を行っています。

また、インターネットで誰もが気軽に事業所の管理運営体制や利用者への権利擁護の取り組み、サービスの質の確保にかかる取り組み等を確認することができる「介護サービス情報の公表」制度を普及・促進することで、事業者の質の向上に努めています。

今後の方向性

今後も地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業者、総合事業の事業者について運営指導を行い、適正な事業所運営が行われるよう支援していきます。

また、事業者への第三者評価の導入及び評価の継続を促進していく等、引き続き事業者の質の向上を図っていきます。

さらに、事業所からの事故報告を個人や事業所が特定されない形で他自治体や事業所間で共有するといった、介護現場の安全性の確保やリスクマネジメントにつながる取り組みを行っています。

② 介護支援専門員への支援

現状と課題

地域包括支援センターが市内介護支援専門員を対象とした研修会と交流会を実施しています。

介護支援専門員が担当する困難ケースには、地域ケア個別会議を行い、地域包括支援センターや庁内関係課が情報共有し、役割分担を決め、介護支援専門員とともに対応を行っています。

今後の方向性

市内介護支援専門員との連携をより強化し、介護支援専門員対象の交流会や研修会を開催していきます。

頼れる身寄りのない高齢者や生活困窮者等、対応困難ケースには地域ケア個別会議を行い、地域包括支援センターや庁内関係課が情報共有し、役割分担を決め、介護支援専門員とともに対応を行っていきます。

また、自立支援型地域ケア個別会議、事例検討会等を通じて自立支援に資するケアマネジメント力の向上を目指します。

③ 赤穂市老人福祉施設協議会との連携

現状と課題

老人福祉施設協議会主催の老人福祉セミナーやその他の連絡会は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できませんでしたが、連絡及び交流を密にし、連携を図っています。

今後の方向性

市内の老人福祉施設が相互に連携を保ち、老人福祉事業の振興を図るために設置された老人福祉施設協議会は、入所者の待遇向上・施設間の交流・職員の資質向上等を推進していきます。

今後も、老人福祉施設間の連携および交流を密にし、介護サービスの向上を図ります。

また、制度や施策に関する情報提供等、他の福祉サービスとの連携も強化することで、介護サービスのさらなる質の向上を図ります。

④ 業務の効率化

現状と課題

介護の現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、人材不足やアフターコロナの時代に即した介護現場の革新および生産性の向上を図り、本来の業務に注力できる環境づくりが求められます。

今後の方向性

介護の質は維持しながら介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、効率的な業務運営ができるよう、国や県等の最新の情報を把握し、取り入れるべき手法等について周知するなど、業務の効率化を促進します。

業務効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、9期計画期間中に「電子申請・届出システム」の使用に向けた準備を完了し、指定申請書類等及び届出書類について手続きの簡素化を進めていきます。

国が示す方針に基づき、申請様式・添付書類や手続の簡素化を引き続き行っていきます。

(2) 介護給付適正化

現状と課題

兵庫県が策定する「介護給付適正化計画」に基づき、適正化主要5事業に取り組んでいます。

人材不足の中でも介護給付の適正化を図るため、適正化システムや帳票のさらなる活用を行うことが必要です。なお、事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、令和6年度よりこれまでの適正化主要5事業が3事業に再編されます。

事業項目	取り組み内容
要介護認定の適正化	遠隔地を除くすべての認定調査を市の調査員が行い、公正公平な認定調査を確保しています。
ケアプラン点検	ケアプラン点検 利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施したうえでケアプランが作成されているかの点検を行い、不適切なプランについて指導を行うことで、サービスの質の向上に努めています。また、点検後にフォローアップ研修を行って介護支援専門員を支援します。
	住宅改修・福祉用具実態調査 改修内容や福祉用具の妥当性について、利用者の身体状況等に即したものかどうかについてきめ細かく確認を行い、その必要性に疑問があるような場合はケアマネジャーや業者に確認を行ったり、リハビリテーション専門職に意見を求めたりしています。
医療情報との突合・縦覧点検	兵庫県国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付の突合情報をもとに、介護保険事業所に対してサービス実績を確認します。誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

今後の方向性

今後も、KDBシステムやトリトンモニター等の適正化システムを活用し、介護給付の適正化を図っていきます。国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票のうち、効果が期待される帳票を優先して点検を進めていきます。

また、適正化主要3事業を着実に実施し、それぞれの趣旨や実施方法等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

取組の指標

	実績（見込み）	目標			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の適正化					
調査票の確認件数（件）	2,800	申請に係る全件			
要介護認定調査員研修の実施（回）	1	1	1	1	1
ケアプラン点検					
点検件数（件）	24	2×市内事業所／年			
【住宅改修・福祉用具貸与等の適正化】確認件数（件）	465	申請に係る全件			
医療情報との突合・縦覧点検					
帳票点検実施率（医療給付情報の1年間の出力件数のうち、点検した件数（件））	4,698	4,500	4,500	4,500	4,500
10 帳票のうち、取り組みの対象とした1年間に出力された全件の点検を実施している帳票の数（件）	4	4	4	4	4

(3) 利用者支援

① 利用者の苦情・相談への対応

現状と課題

介護保険サービスに関する苦情については、各事業所で苦情相談窓口を設けているほか、本市は保険者としてサービス提供者を指導しながら苦情の解決を図っています。また、兵庫県国民健康保険団体連合会も介護保険サービスに関する相談・苦情の窓口を設けています。

地域包括支援センターでは、高齢者等からの苦情をはじめ、様々な相談に応じています。

今後の方向性

利用者が安心してサービスを利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、市役所や地域包括支援センター等、引き続き利用者に身近な場所で苦情相談に対応します。

② 介護相談員

現状と課題

利用者と事業者の橋渡し役として、介護相談員がサービス提供事業所や施設を訪問し、利用者の日常生活における相談対応、サービスに対する不満や要望等の聞き取り等を行っています。令和3、4年度は新型コロナウイルス感染症防止により派遣は中止となりましたが、令和5年度より少しずつ活動を再開しています。利用者の安心やサービスの質向上のため、継続して活動することが必要です。

今後の方向性

今後は少しずつ訪問件数を増やし、施設等への派遣を行うとともに、介護相談員の研修の機会を設け、相談技術や介護保険に関する知識の向上を図り、サービス利用者がより相談しやすい体制となるよう取り組んでいきます。

③ 情報公表

現状と課題

ホームページで市が実施する事業を公表するほか、市内の医療機関や介護に関する相談機関を記載した「あこう在宅医療・介護マップ」を全戸配布しています。また、市内の介護保険事業所の一覧の窓口配布や、「介護サービス情報の公表」制度の普及・促進を図り、利用者のサービス選択を支援しています。

今後の方向性

誰もが地域にある社会資源を把握することができるよう、介護保険制度に関する情報、在宅医療・介護、生活支援サービス等の情報を公表します。